主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人佐藤正治の上告趣意(後記)は、憲法違反に名を籍り、その実質は刑訴法 違背若しくは量刑不当の主張であつて、明らかに刑訴四〇五条の上告理由に当らな い。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年九月二八日

最高裁判所第二小法廷

茂			Щ	栗	裁判長裁判官
重		勝	谷	小	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官